

# 伊 勢 市 公 報

第 207 号  
平成 26 年 6 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則	2
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令	14
<b>告 示</b>	
○ 平成 26 年度国民健康保険料率について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 道路の区域の変更について	24
○ 道路の供用開始について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 平成 25 年度下半期の伊勢市の病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	27
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	48
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	49
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	50
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 聴聞公示通知書	51
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	52
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	53
○ パブリックコメントの実施について	54
○ パブリックコメントの実施について	57

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 19 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例（平成25年伊勢市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(自転車等駐車場において移動の対象となる期間)

第 3 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める期間は、7 日間とする。

(自転車等放置禁止区域標識の設置)

第 4 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の規定により自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）を指定したときは、当該禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識（様式第 1 号）を設置するものとする。

(自転車等放置禁止区域の指定等の告示)

第 5 条 条例第 8 条第 3 項の規定による告示は、禁止区域の範囲等を明らかにして行うものとする。

2 前項の告示の期間は、14日間とする。

(禁止区域における放置自転車に対する措置)

第 6 条 条例第11条第 1 項の規定による命令は、自転車等に警告書（様式第 2 号）を取り付けることにより行うものとする。

(禁止区域外における放置自転車に対する措置)

第 7 条 条例第12条第 1 項の規定による指導は、自転車等に注意書（様式第 3 号）を取り付けることにより行うものとする。

2 条例第12条第 2 項の規則で定める期間は、前項の注意書を取り付け

た日から起算して7日間とする。

第8条 条例第13条第1項の規定による指導は、自転車等に注意書（様式第4号）を取り付けることにより行うものとする。

2 条例第13条第2項の規則で定める期間は、前項の注意書を取り付けた日から起算して7日間とする。

（保管台帳の作成）

第9条 市長は、条例第14条第1項の規定により保管した自転車等（以下「保管自転車等」という。）を適正に管理するため、自転車等保管台帳（様式第5号）を作成するものとする。

（保管した場合の告示事項）

第10条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管自転車等の種類
- (2) 自転車等を撤去した日時
- (3) 保管自転車等が放置されていた場所
- (4) 保管期間
- (5) 保管期間経過後の措置
- (6) 連絡先

（保管した場合の告示の期間）

第11条 条例第14条第2項の規定による告示の期間は、14日間とする。

（返還の措置）

第12条 条例第15条第2項の規定による通知は、引取通知書（様式第6号）により行うものとする。

（返還の手続）

第13条 保管自転車等の利用者等は、当該自転車等の返還を受けようとするときは、保管自転車等返還申請書（様式第7号）を市長に提出し

なければならない。この場合において、利用者等は、当該自転車等の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(保管期間)

第14条 条例第17条第1項の規則で定める期間は、60日間とする。

(撤去、保管等に要する費用の減免)

第15条 条例第18条第1項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号に定めるときとする。

(1) 盗難届により当該自転車等が盗難にあったものであることが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

2 条例第18条第1項ただし書の規定による費用の減額又は免除を受けようとする者は、撤去・保管等費用減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。



備考

地を白色、文字を黒色、記号の枠及び斜めの帯並びに縁線を赤色、記号中の地を青色、記号中の自転車及び原動機付自転車を白色、市章中Sの部分を緑色、市章中S以外の部分を青色とする。

警告書

この自転車等は、自転車等放置禁止区域に放置されていますので、直ちに移動してください。

このまま放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去します。

年 月 日  
伊勢市

放置されていた場所

種 類 自転車 原動機付自転車

警告日時 年 月 日 午前 時 分  
午後

※ 自転車等の移動後、この警告書を取り外してください。

※ 取り外した警告書を路上等に捨てないでください。

注意書

この自転車等は、公共の場所に放置されていますので、直ちに移動してください。  
このまま7日間以上放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する  
条例の規定により撤去します。

年 月 日  
伊勢市

放置されていた場所

種 類 自転車 原動機付自転車

注意日時 年 月 日 午前 時 分  
午後

- ※ 自転車等の移動後、この注意書を取り外してください。
- ※ 取り外した注意書を路上等に捨てないでください。

様式第4号（第8条関係）

注意書

この自転車等は、駐輪場の管理に支障がありますので、直ちに移動してください。  
このまま7日間以上放置すると、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する  
条例の規定により撤去します。

年 月 日  
伊勢市

放置されていた駐輪場

駐輪場

種類 自転車 原動機付自転車

注意日時 年 月 日 午前 午後 時 分

※ この自転車等を使用する場合は、この注意書を取り外してください。

※ 取り外した注意書を駐輪場内等に捨てないでください。

様式第5号（第9条関係）

自転車等保管台帳

撤 去 年 月 日		年 月 日		整理番号		
放置されていた場所						
自 転 車 等 の 特 徴	種 類 ・ 形 状	自転車			原付	
	色		タイヤサイズ			
	メ ー カ ー		車名			
	車 体 記 名 等	住所				
		氏名	電話番号 - -			
	防 犯 登 録 番 号		標識番号			
	車 体 番 号		その他の登録			
	状 態	良好・普通・不良・機能喪失		パンク	前輪・後輪	
	装 備	籠	前・後・横		ライト・スタンド・鍵・ミラー・荷台	
その他の特徴						
照 会 調 査	警 察 照 会	年 月 日		警察回答	年 月 日	
	盗 難 届	有・無	届出日	その他の調査		
	住 所	〒 -				
	氏 名	電話番号 - -				
返 還 事 務	引 取 通 知	<input type="checkbox"/> 発送前返還	<input type="checkbox"/> 通知発送	年 月 日	返送	
	返 還 日	年 月 日		盗難品（警察引渡）	該当・非該当	
	受 取 人	〒 - 住所				
		氏名	電話番号 - -			
	確 認 方 法	引取通知書・運転免許証・健康保険被保険者証・学生証・鍵・その他（ ）				
費 用 徴 収	1,000円・2,000円・減額 円・免除（理由 ）					
処 分	処 分 方 法	公売（ 円）・廃棄・その他（ ）				
	処 分 日	年 月 日		処分先		
備 考						

引取通知書

年 月 日

様

伊勢市長



あなたの自転車等を伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例の規定により撤去し、保管していますので、引き取りに来てください。

なお、下記の保管期限を過ぎても引き取りのない場合は、本市において処分します。

記

1 整理番号

2 撤去した日 年 月 日

3 放置されていた場所

4 撤去した自転車等の種類

自転車 原動機付自転車

5 保管期限 年 月 日

6 引渡し場所等

伊勢市

※ 引渡し場所に担当者が常駐しておりませんので、電話番号 — —  
まで、引取日時を御連絡の上、お越しく下さい。

なお、引渡し可能な日時は、月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の 時 分から 時 分までとなっています。

7 お持ちいただくもの

この通知書、当該自転車等の鍵、撤去等に要した費用（ 円）、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険被保険者証、学生証等）及び認印

保管自転車等返還申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者	住所
氏名	⑩ 電話番号 - -
所有者との関係	本人・家族・その他（ ）

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則第13条の規定により下記の自転車等の返還を申請します。

整理番号	(引取通知書をお持ちの方は、記入してください。)		
所有者	(申請者が所有者本人の場合は、記入不要) 住所 氏名 電話番号 ( )		
種類 (○で囲む。)	自転車 ・ 原動機付自転車		
自転車等の 特徴	メーカー		色
	形状		荷籠 (○で囲む。) あり(前・後・横) なし
	防犯登録番号 又は標識番号		使用度 (○で囲む。) 新・中・古
	住所氏名の表示	なし あり ( )	
	保管場所 日 時	年 月 日	
	その他の特徴	(学校名のステッカー等)	

引取書
上記の自転車等を引き取りました。
年 月 日 氏名 ⑩

市記入欄(申請者は、記入しないでください。)

本人確認方法	運転免許証 ・ 健康保険被保険者証 ・ 学生証 その他 ( )
所有確認方法	自転車等の鍵・引取通知書・その他 ( )
保管等費用	徴収 (1,000円・2,000円)・減額 円・免除
返還日時	年 月 日 午前 時 分 午後
返還担当者	

撤去・保管等費用減免申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者	住所
氏名	④電話番号 - -
所有者との関係	本人・家族・その他（ ）

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例施行規則第15条の規定により、  
 下記のとおり撤去、保管等費用の徴収の 減額 免除 を申請します。

記

撤去、保管等費用額	自転車 1,000 円/台	原動機付自転車 2,000 円/台
減免申請額	円	整理番号
減免を受けようとする理由		

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 26 年 6 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第6号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する訓令

伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「暴風雪、暴風、大雨（雪）、津波、高潮若しくは洪水警報」を「大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、高潮特別警報、大津波警報、大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、高潮警報、津波警報」に改め、同条第2号中「波浪警報又は強風、大雨（雪）、高潮若しくは洪水」を「波浪特別警報、波浪警報又は大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、風雪注意報、大雪注意報」に改める。

第4条中「副市長」の次に「及び危機管理部長」を加える。

第6条第1項の表都市整備部の部土木避難誘導班の項を削る。

第7条第1項中「本部」を「災害対策本部」に改める。

第10条中「三重県伊勢県民センター」を「三重県南勢志摩地域活性化局」に改める。

第11条及び第12条（見出しを含む。）中「本部」を「災害対策本部」に改める。

別表副本部長の項中「総務部理事」を「危機管理部長」に改め、同表本部運営部の部防災総括班の款班員の項中「危機管理課員」の次に「、防災施設整備課員」を加え、同款1の項第1号中「本部」を「災害対策本部」に改め、同部情報班の款9の項中「三重県伊勢県民センター」を「三重県南勢志摩地域活性化局」に改め、同表広報部の部広報班の款班員の項中「行政経営課員」を「企画調整課員、財政課員」に改め、同表環境生活部の部配送班の款5の項中「避難場所」を「避難所」に改め、同表救助部の部救助班の款班長の項中「生活支援課長」を「福祉総務課長」に改め、同款班員の項中「生活支援課員」を「福祉総務課員、生活支援課員」に改め、

同部要援護者支援班の款班長の項中「長寿課長」を「高齢・障がい福祉課長」に改め、同款班員の項中「長寿課員」を「高齢・障がい福祉課員」に改め、「、障がい福祉課員」を削り、同款1の項中「乳幼児、」を削り、「障害者」を「障害者等」に改め、同表産業観光部の部産業支援班の款7の項中「交渉」を「交渉に関すること。」に改め、同表都市整備部の部土木総務班の款班長の項中「都市整備部参事」を「用地課長」に改め、同部土木施設班の款班員の項中「用地課員」の次に「(用地課長を除く。)」を加え、同款5の項中「同警報」を「高潮警報又は高潮特別警報」に改め、同款に次の1項を加える。

9 洪水等による避難誘導活動に関すること。

別表都市整備部の部土木避難誘導班の款を削り、同部建築住宅班の款班員の項中「建築住宅課員」の次に「、都市計画課員」を加え、同表医療救護部の部中「市立伊勢総合病院事業管理者」を「病院事業管理者」に改め、同部医療救護班の款班長の項中「市立伊勢総合病院総務課長」を「市立伊勢総合病院事務部総務課長」に改め、同部感染症調査班の款班長の項中「市立伊勢総合病院医療事務課長」を「市立伊勢総合病院事務部医療事務課長」に改め、同款班員の項中「市立伊勢総合病院医療事務課員」を「市立伊勢総合病院事務部医療事務課員」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、この訓令による改正後の伊勢市災害対策本部規程の規定は、平成26年4月1日から適用する。

伊勢市告示第65号

平成26年度分国民健康保険料について、伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）第14条第1項、第18条の5第1項及び第18条の14第1項の保険料率並びに第22条第1項各号、同条第3項及び同条第4項において準用する同条第1項各号に定める額を、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項（第22条第2項において準用する場合を含む。）、第18条の5第3項（第22条第3項において準用する場合を含む。）及び第18条の14第3項（第22条第4項において準用する場合を含む。）の規定により告示します。

平成26年6月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 国民健康保険条例第14条第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{5.19}{100}$
(2) 被保険者均等割	18,832円
(3) 世帯別平等割	
特定世帯以外の世帯	14,240円
特定世帯	7,120円
特定継続世帯	10,680円

2 国民健康保険条例第18条の5第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{2.98}{100}$
(2) 被保険者均等割	9,832円
(3) 世帯別平等割	

特定世帯以外の世帯	7,440円
特定世帯	3,720円
特定継続世帯	5,580円

3 国民健康保険条例第18条の14第1項の保険料率

(1) 所得割	$\frac{3.37}{100}$
(2) 被保険者均等割	12,680円
(3) 世帯別平等割	6,715円

4 国民健康保険条例第22条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	13,183円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	9,968円
特定世帯	4,984円
特定継続世帯	7,476円

5 国民健康保険条例第22条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	9,416円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	7,120円
特定世帯	3,560円
特定継続世帯	5,340円

6 国民健康保険条例第22条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	3,767円
イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額	
特定世帯以外の世帯	2,848円
特定世帯	1,424円

特定継続世帯 2,136円

7 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 6,883円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額  
特定世帯以外の世帯 5,208円  
特定世帯 2,604円  
特定継続世帯 3,906円

8 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 4,916円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額  
特定世帯以外の世帯 3,720円  
特定世帯 1,860円  
特定継続世帯 2,790円

9 国民健康保険条例第22条第3項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,967円

イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額  
特定世帯以外の世帯 1,488円  
特定世帯 744円  
特定継続世帯 1,116円

10 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第1号ア及びイの額

ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 8,876円

- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{7}{10}$ を乗じて得た額 4,701円
- 11 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第2号ア及びイの額
- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 6,340円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{5}{10}$ を乗じて得た額 3,358円
- 12 国民健康保険条例第22条第4項において準用する同条第1項第3号ア及びイの額
- ア 被保険者均等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 2,536円
- イ 世帯別平等割の保険料率に $\frac{2}{10}$ を乗じて得た額 1,343円

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、黒瀬町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
井 田 泰 弘	伊勢市黒瀬町 488 番地 5	平成 15 年 4 月 19 日
西 井 洋 一	伊勢市黒瀬町 1522 番地 1	平成 18 年 4 月 10 日
酒 徳 和 夫	伊勢市黒瀬町 242 番地 2	平成 21 年 4 月 10 日
西 井 文 平	伊勢市黒瀬町 1521 番地	平成 24 年 4 月 15 日

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 26 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 條 清 子

伊勢市二見町西 1003 番地 17

変更後 松 本 隆 文

伊勢市二見町西 1004 番地 82

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、朝熊町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 森 眞 光

伊勢市朝熊町 1209 番地

変更後 河 之 口 三 郎

伊勢市朝熊町 1800 番地 5

伊勢市告示第 69 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣明野 5 号線	小俣町明野 1677 番地先から	旧	6.0～9.9	47.8
		小俣町明野 1678 番 1 地先まで	新	4.0～4.0	43.5

伊勢市告示第 70 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 26 年 6 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
小俣明野 5 号線	小俣町明野 1677 番地先から 小俣町明野 1678 番 1 地先まで	平成 26 年 6 月 4 日

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	中山 忠 久
	伊勢市津村町 1929 番地
変更後	樋 口 信 雄
	伊勢市磯町 728 番地 19

伊勢市告示第 72 号

平成 25 年度下半期の伊勢市の病院事業、水道事業、下水道事業及び  
認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に  
より、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、  
水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を  
次のとおり公表します。

平成 26 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成 25 年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

今期は、回復期リハビリテーション病棟の開設（9月）、ドクターヘリ離着陸場の整備（10月）など、医療体制を充実し、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様にも信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めてまいりました。

業務の状況につきましては、延べ入院患者数 35,612 人（1日平均 196 人）、延べ外来患者数 61,441 人（1日平均 516 人）、健診者数 6,443 人（1日平均 45 人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、679 人の増加となり、外来患者数におきましては、2,651 人の減少、健診者数におきましては、225 人の増加となりました。

事業収支におきましては、収入として、一般会計負担金 558,455 千円、一般会計補助金 111,417 千円を含み、事業収益 5,617,963 千円となり、支出におきましては、総支出額 5,715,858 千円となり、収支差引 97,895 千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入として、一般会計負担金 65,170 千円、企業債 325,400 千円、寄附金 6,972 千円、基金繰入金 51,350 千円、出資金 9,300 千円、一般会計補助金 63,000 千円、県補助金 20,285 千円と投資償還金 1,450 千円の計 542,927 千円に対し、支出では資産購入費 374,721 千円、工事請負費 63,000 千円、新病院建設事業費 37,591 千円、企業債償還金 20,315 千円、投資 53,350 千円、基金積立金 64,752 千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、オーダーリング等システム（63,000 千円）、体外式結石破碎装置（22,050 千円）、放射線治療用 X 線シミュレーター（59,850 千円）、デジタル式乳房用 X 線診断装置（41,790 千円）等の導入並びにその他更新整備を図り、また、新病院建設事業費の主なものとして、新市立伊勢総合病院敷地造成に伴う地質調査業務委託（19,662 千円）、投資の主なものとして、医師奨学金（31,500 千円）、看護師奨学金（19,850 千円）となりました。

資本的総支出額といたしましては、613,729 千円となり、収支差引 70,802 千円の不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が 37 億 4 千余万円（前年度未処理欠損金 36 億 4 千余万円）を有しておりますので、医師や看護師の確保に努め、医療体制の充実に引き続き取り組むとともに、健全で効率的な経営を行い、安全で安心していただける医療を提供していくよう努めてまいります。

## 2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託	計
25. 9. 30	34	63	189	33	9	89	417
26. 3. 31	36	65	185	33	9	86	414

\*医師数に事業管理者を含む。

### 3. 経理の状況

平成25年 4月 1日から

平成26年 3月31日まで

#### (1) 平成25年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	5,715,656,000	5,637,864,926	77,791,074	98.6	
医業収益	4,765,266,000	4,685,214,685	80,051,315	98.3	
健診収益	271,945,000	268,795,314	3,149,686	98.8	
医業外収益	678,345,000	683,854,927	△ 5,509,927	100.8	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	5,761,615,000	5,685,816,437	75,798,563	98.7	
医業費用	5,535,710,000	5,470,592,552	65,117,448	98.8	
健診費用	150,856,000	149,133,648	1,722,352	98.9	
医業外費用	72,223,000	64,264,777	7,958,223	89.0	
特別損失	1,826,000	1,825,460	540	100.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	560,136,000	542,927,000	17,209,000	96.9	
他会計負担金	65,170,000	65,170,000	0	100.0	
企業債	338,000,000	325,400,000	12,600,000	96.3	
寄附金	4,160,000	6,972,000	△ 2,812,000	167.6	
基金繰入金	59,880,000	51,350,000	8,530,000	85.8	
出資金	9,300,000	9,300,000	0	100.0	
他会計補助金	63,000,000	63,000,000	0	100.0	
県補助金	20,626,000	20,285,000	341,000	98.3	
投資償還金	0	1,450,000	△ 1,450,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	638,047,000	613,729,324	24,317,676	96.2	
建設改良費	490,592,000	475,312,629	15,279,371	96.9	
企業債償還金	20,315,000	20,314,862	138	100.0	
投資	62,380,000	53,350,000	9,030,000	85.5	
基金積立金	64,760,000	64,751,833	8,167	100.0	

平成25年 4月 1日から

平成26年 3月31日まで

## (2) 平成25年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	5,715,858,178	病院事業収益	5,617,962,769
医業費用	5,425,934,759	医業収益	4,679,562,277
給 与 費	3,378,265,948	入院収益	3,109,371,066
材 料 費	975,484,389	外来収益	1,419,376,797
経 費	851,024,216	他会計負担金	49,870,000
減価償却費	196,736,138	その他医業収益	100,944,414
資産減耗費	936,437	健診収益	255,997,255
研究研修費	23,487,631	健診収益	255,997,255
健診費用	147,795,328	医業外収益	682,403,237
給 与 費	105,986,529	受取利息及び配当金	8,167
材 料 費	7,052,975	他会計補助金	115,679,400
経 費	25,897,063	他会計負担金	508,585,000
減価償却費	8,858,761	県補助金	3,832,000
医業外費用	140,302,631	国庫補助金	1,460,000
支払利息及び		負担金交付金	3,000,000
企業債取扱諸費	12,042,816	その他医業外収益	49,838,670
雑損失 (消費税雑損失)	109,437,486		
負担金	17,444,529		
医業外雑費	1,377,800		
特別損失	1,825,460		
過年度損益修正損	1,825,460		
		当期純損失	97,895,409
合 計	5,715,858,178	合 計	5,715,858,178

平成26年 3月31日

## (3) 平成25年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,391,767,883	流動負債	1,012,768,188
有形固定資産	3,305,002,365	一時借入金	200,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	811,669,484
建物	5,383,027,338	医業未払金	618,547,385
構築物	296,438,161	未払消費税	2,479,500
器械備品	3,791,026,823	その他未払金	190,642,599
車両	5,217,388	その他流動負債	1,098,704
建設仮勘定	35,801,000	預り金	98,704
減価償却累計額	△7,331,217,590	預り保証金	1,000,000
無形固定資産	3,562,685	資本金	1,258,335,568
電話加入権	3,562,685	自己資本金	519,618,431
投資	67,050,000	借入資本金	738,717,137
長期貸付金	67,050,000	企業債	738,717,137
基金	16,152,833	剰余金	2,357,125,945
基金	16,152,833	資本剰余金	6,102,022,772
流動資産	1,236,461,818	受贈財産評価額	169,801,214
現金預金	231,366,880	国庫補助金	102,949,000
現金	585,000	他会計補助金	1,650,309,000
預金	230,781,880	工事負担金	53,395,358
未収金	978,861,005	寄附金	148,923,000
医業未収金	927,106,224	補助金	36,475,200
医業外未収金	31,469,781	他会計負担金	3,940,170,000
その他未収金	20,285,000	欠損金	3,744,896,827
貯蔵品	26,233,933	当年度未処理欠損金	3,744,896,827
薬品	15,615,811		
診療材料	10,618,122		
合 計	4,628,229,701	合 計	4,628,229,701

#### 4. 平成 26 年度予算の概要と事業の経営方針

平成 26 年度の病院事業は、医師、看護師不足等の課題に加え、老朽化した医療器械等の更新や新病院建設に対しての多額な財政需要も見込まれる等、今後も病院経営はより一層の厳しさを増すことが予測されます。このため、平成 25 年度に開設した回復期リハビリテーション病棟を充実し、医療機能を強化するとともに、医師・看護師の確保、医療提供体制及び経営基盤の強化、良質かつ高度の医療を提供し、地域医療の確保へ全力で取り組みます。

事業運営は、業務予定量として、入院患者数を 1 日 216 人で年間延べ 78,840 人、外来患者数を 1 日 515 人で年間延べ 125,660 人、健診者数を 1 日 41 人で年間延べ 12,051 人を予定し、収益的収入では、医業収益で 5,067,703 千円、健診収益で 282,231 千円、一般会計補助金で 90,000 千円、一般会計負担金の 500,443 千円と長期前受金戻入で 109,004 千円等を合わせた合計 6,083,749 千円を、また、収益的支出では、医業費用で 5,783,549 千円、健診費用で 149,451 千円と特別損失(退職給付費等)2,224,230 千円等を合わせた合計 8,259,377 千円を予定しました。

一方、資本的収入では、一般会計負担金で 74,890 千円、企業債で 366,900 千円、寄附金で 3,000 千円、出資金で 75,600 円、基金繰入金の 60,600 千円を合わせた合計 580,990 千円を、また、資本的支出では、医療機器の更新等として建設改良費で 556,603 千円、企業債償還金で 63,512 千円、医師及び看護師奨学金等として投資で 63,100 千円、基金積立金の 63,600 千円を合わせた合計 746,815 千円を予定しました。

# 平成25年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施しました。

また、主要施設の耐震化を図るため、引き続き宮川水管橋耐震補強工事を実施するとともに、楠部配水池を耐震性配水池に更新しました。施設の維持管理においては、宮川配水池の内面改修工事を行い長寿命化を図るとともに、水源地のポンプ等の更新を行いました。

事業運営面では、給水戸数は55,658戸で前年度より466戸増加し、有収率は88.2%で前年度に比し増減はありませんでした。また、年間配水量は17,478,110<sup>m</sup>で前年度に比し0.6%の増加となり、有収水量は15,407,201<sup>m</sup>で前年度に比し0.6%の増加となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,656,515,260円、事業費用2,267,494,070円の執行となり、389,021,190円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は389,021,190円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入537,076,164円、支出1,593,705,872円の執行となり、建設改良費繰越財源1,012,200円を除くと、1,057,641,908円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において323,374,000円、支出において975,124,000円を翌年度に繰り越しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後、人口減少等による有収水量の減少が見込まれる状況下で、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費、さらには施設の整備更新に伴う費用の増大などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、安心・安全な給水サービスの向上に取り組んでいきます。

## 2 給水状況

### (1) 給水戸数と給水人口

区 分		H25.3.31	H26.3.31	増 減	前年比 (%)
上水道	給水戸数	55,132戸	55,599戸	467戸	100.8
	給水人口	131,164人	130,412人	752人	99.4
簡易水道	給水戸数	60戸	59戸	1戸	98.3
	給水人口	94人	89人	5人	94.7

### (2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
上水道	2,695,191	2,613,849	97.0
簡易水道	1,278	1,215	95.1

## (3) 配水量と有収水量

(単位 m<sup>3</sup>)

区 分		平成24年度	平成25年度	増 減	前年比 (%)
上水道	配水量	17,363,139	17,467,792	104,653	100.6
	有収水量	15,310,372	15,399,989	89,617	100.6
	有収率 (%)	88.2	88.2	0	—
簡易水道	配水量	10,735	10,318	△ 417	96.1
	有収水量	7,487	7,212	△ 275	96.3
	有収率 (%)	69.7	69.9	0.2	—

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H25.9.30	18	19	5	42
H26.3.31	18	19	5	42

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成25年度伊勢市水道事業予算執行状況				
		平成25年4月 1日 から 平成26年3月31日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
水道事業収益	2,754,519,000	2,787,545,695	△ 33,026,695	101.2
営業収益	2,698,045,000	2,722,805,518	△ 24,760,518	100.9
営業外収益	55,136,000	63,289,717	△ 8,153,717	114.8
簡易水道収益	1,338,000	1,450,460	△ 112,460	108.4
水道事業費用	2,434,798,000	2,345,198,254	89,599,746	96.3
営業費用	2,242,038,566	2,174,219,321	67,819,245	97.0
営業外費用	176,828,434	166,027,799	10,800,635	93.9
簡易水道費用	5,931,000	4,951,134	979,866	83.5
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	940,474,000	537,076,164	403,397,836	57.1
企業債	409,000,000	287,800,000	121,200,000	70.4
負担金	255,774,000	98,376,164	157,397,836	38.5
出資金	275,700,000	150,900,000	124,800,000	54.7
資本的支出	2,921,325,000	1,593,705,872	1,327,619,128	54.6
建設改良費	2,532,764,000	1,205,146,000	1,327,618,000	47.6
償還金	290,527,000	290,526,626	374	100.0
投資	98,034,000	98,033,246	754	100.0

(単位 円)

(2) 平成25年度伊勢市水道事業損益計算書		平成25年4月 1日 から 平成26年3月31日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,267,494,070	水道事業収益	2,656,515,260
営業費用	2,114,217,513	営業収益	2,594,370,745
原水費	867,661,423	給水収益	2,566,848,217
配水及び給水費	284,541,929	受託工事収益	2,794,200
受託工事費	9,077,254	その他営業収益	24,728,328
総係費	230,993,790	営業外収益	60,754,819
減価償却費	650,328,161	受取利息及び配当金	2,685,000
資産減耗費	71,614,956	雑収益	7,506,078
営業外費用	148,445,064	朝熊山分担金	6,029,741
支払利息及び 企業債取扱諸費	133,110,463	加入金	44,534,000
雑支出	4,514,743	簡易水道収益	1,389,696
朝熊山雑支出	10,819,858	給水収益	1,217,216
簡易水道費用	4,831,493	雑収益	172,480
簡易水道費	4,831,493		
当期純利益	389,021,190		
合計	2,656,515,260	合計	2,656,515,260

(単位 円)

(3) 平成25年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成26年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	21,883,402,093	固 定 負 債	559,248,741
有 形 固 定 資 産	21,673,216,586	引 当 金	559,248,741
土 地	1,350,925,837	退 職 給 与 引 当 金	302,527,472
建 物	770,297,993	修 繕 引 当 金	256,721,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 413,607,395	流 動 負 債	334,039,825
構 築 物	29,523,009,750	未 払 金	332,844,638
減 価 償 却 累 計 額	△ 11,041,476,441	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	73,833
機 械 及 び 装 置	2,956,739,550	営 業 未 払 金	137,379,554
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,981,154,783	営 業 外 未 払 金	7,938,646
車 両 運 搬 具	32,718,942	そ の 他 未 払 金	187,452,605
減 価 償 却 累 計 額	△ 21,260,048	前 受 金	6,820
工 具、器 具 及 び 備 品	40,678,638	営 業 前 受 金	6,820
減 価 償 却 累 計 額	△ 31,395,445	預 り 金	1,188,367
建 設 仮 勘 定	487,739,988	預 り 金	1,188,367
無 形 固 定 資 産	112,152,261	資 本 金	14,073,220,888
施 設 利 用 権	109,177,510	自 己 資 本 金	8,503,110,879
ソ フ ト ウ ェ ア	2,974,751	固 有 資 本 金	33,622,511
投 資	98,033,246	繰 入 資 本 金	1,256,570,100
投 資 有 価 証 券	98,033,246	組 入 資 本 金	7,212,918,268
流 動 資 産	3,890,543,951	借 入 資 本 金	5,570,110,009
現 金 預 金	1,548,484,839	企 業 債	5,570,110,009
現 金	60,000	剰 余 金	10,807,436,590
預 金	1,548,424,839	資 本 剰 余 金	10,418,415,400
未 収 金	303,384,915	受 贈 財 産 評 価 額	2,186,773,688
営 業 未 収 金	203,190,491	負 担 金	5,789,662,768
営 業 外 未 収 金	3,310,419	補 助 金	512,467,018
そ の 他 未 収 金	96,884,005	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,929,511,926
有 価 証 券	1,999,720,000	利 益 剰 余 金	389,021,190
有 価 証 券	1,999,720,000	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	389,021,190
貯 蔵 品	38,954,197		
原 材 料	38,954,197		
合 計	25,773,946,044	合 計	25,773,946,044

## 5 平成26年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の布設替工事、増口径管敷設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事等を主なものとして予定しました。

事業運営面では、給水戸数55,855戸を予定し、年間総給水量においては17,068千 $\text{m}^3$ を予定しました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税等税込み額で水道料金等の営業収益2,740,035千円、営業外収益282,457千円、簡易水道収益2,143千円を合わせた水道事業収益3,024,635千円に対しまして、営業費用2,399,975千円、営業外費用186,740千円、簡易水道費用6,129千円、特別損失102,349千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,705,193千円を見込み、その結果、差引消費税を除きますと、246,088千円の純利益が生じる見込みであります。

一方、資本的収支におきましては、収入495,439千円、支出1,745,168千円となり1,249,729千円の不足額が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みであります。

今後の運営は、節水型社会が続くなか、老朽配水本管並びに老朽施設の耐震化や更新、公共関連工事に伴う布設替等不可欠な事業を抱え、事業財政は厳しい状況ではありますが、安全でおいしい水の安定供給、健全な事業の継続、環境に配慮した事業運営に取り組んでいきます。

# 平成25年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成22年度から着手した流域関連公共下水道事業の第3期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行いました。また、平成32年度までを事業計画期間とした第4期事業について、平成26年3月に三重県知事の同意を得て、事業着手の準備をしました。宇治・中村特定環境保全公共下水道事業ではマンホールポンプの機械設備工事等を行いました。

雨水対策事業としては、雨水管渠の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の建築に伴う土木工事等を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や戸別訪問等による普及啓発に努めました。また、二見町の一部の汚水処理を行っていた茶屋クリーンセンターについて、今後の財政負担を考慮し事業経営の効率化を図るため、平成25年7月に宮川流域下水道宮川浄化センターに接続替えを行いました。

### イ 普及状況について

平成25年度末における処理区域面積は1,457.3ha、処理区域内人口は57,873人で平成24年度末に比べそれぞれ、44.2ha、1,519人増加し、普及率は44.1%になりました。一方、水洗化人口は43,205人で平成24年度末に比して2,163人増加し、水洗化率は74.7%となりました。

### ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成25年度における業務量は、有収水量5,393,525<sup>m</sup>、処理水量5,432,320<sup>m</sup>となり、平成24年度末に比べそれぞれ、502,748<sup>m</sup>、498,038<sup>m</sup>増加しました。

本年度の収益的収支は、消費税を除き収入額2,750,073,658円、支出額2,434,253,386円の執行となり、315,820,272円の純利益を生じ、386,304,627円の繰越欠損金を差し引き当年度末処理欠損金が70,484,355円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額2,347,303,943円、支出額3,609,920,578円の執行となり、建設改良費繰越財源6,146,080円を除くと、1,268,762,715円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収入において1,916,500,000円、資本的支出において2,196,880,000円を翌年度に繰り越しました。

### ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備を進めました。

汚水整備事業としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を15,032m整備し、マンホールポンプを3箇所整備更新しました。なお、汚水管渠布設延長は、355,049mとなりました。

雨水整備事業としては、雨水管渠を15m整備し、雨水管渠延長は12,146mとなりました。また、ポンプ場においては、溝口第1ポンプ場の建築に伴う土木工事等を実施しました。

以上が本年度における事業の概要であります。今後も汚水処理・雨水対策事業ともに供用及び稼働区域においては適正な維持管理に努めていきます。また、汚水処理整備を行っている区域においては、計画に基づき供用区域の拡大を図り、生活環境の改善と公共用水域の水質改善に取り組み、雨水対策事業では管路等の整備を進め、浸水被害対策に取り組んでいきます。

## 2 下水道普及率

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	131,289	57,873	44.1%

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H25.9.30	29	5	5	39
H26.3.31	29	5	5	39

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成25年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 3 月 31 日 まで		
区分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,864,202,000	2,825,233,329	38,968,671	98.6
営業収益	1,037,999,000	1,070,720,793	△ 32,721,793	103.2
営業外収益	1,826,203,000	1,754,512,536	71,690,464	96.1
下水道事業費用	2,502,560,000	2,454,018,368	48,541,632	98.1
営業費用	1,896,931,000	1,851,491,422	45,439,578	97.6
営業外費用	602,629,000	602,526,946	102,054	100.0
予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	4,453,966,000	2,347,303,943	2,106,662,057	52.7
企業債	2,430,000,000	1,188,000,000	1,242,000,000	48.9
負担金	235,570,000	241,471,400	△ 5,901,400	102.5
国庫補助金	1,788,396,000	917,746,000	870,650,000	51.3
寄附金その他の収入	0	86,543	△ 86,543	—
資本的支出	6,168,158,000	3,609,920,578	2,558,237,422	58.5
建設改良費	4,962,696,000	2,406,523,129	2,556,172,871	48.5
企業債償還金	1,181,397,000	1,181,395,080	1,920	100.0
受益者負担金返還金	550,000	0	550,000	0.0
国庫補助金返還金	18,953,000	18,952,269	731	100.0
諸支出金	4,562,000	3,050,100	1,511,900	66.9

(単位 円)

(2)平成25年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成 25年 4 月 1 日 から 平成 26 年 3 月 31 日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	2,434,253,386	下水道事業収益	2,750,073,658
営業費用	1,815,681,382	営業収益	1,028,371,176
汚水管渠費	38,086,142	下水道使用料	845,852,151
雨水管渠費	1,765,997	他会計負担金	180,722,000
流域下水道 維持管理負担金	478,880,652	受託事業収益	1,227,000
ポンプ場費	48,672,757	その他営業収益	570,025
処理場費	111,794,777	営業外収益	1,721,702,482
普及促進費	53,296,670	受取利息及び配当金	800,700
業務費	89,554,676	他会計負担金	826,862,581
総係費	73,665,574	他会計補助金	860,256,000
受託工事費	1,227,000	国庫補助金	150,000
汚水減価償却費	796,377,476	県補助金	28,441,000
雨水減価償却費	118,357,099	雑収益	5,192,201
資産減耗費	4,002,562		
営業外費用	618,572,004		
支払利息及び 企業債取扱諸費	600,152,775		
雑支出	18,419,229		
当期純利益	315,820,272		
合計	2,750,073,658	合計	2,750,073,658

(単位 円)

(3)平成25年度伊勢市下水道事業貸借対照表		平成26年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	66,813,106,577	固 定 負 債	38,766,000
汚水有形固定資産	45,866,803,093	引 当 金	38,766,000
土 地	340,041,961	退 職 給 与 引 当 金	20,000,000
立 木	3,119,863	修 繕 引 当 金	18,766,000
建 物	1,158,173,521	流 動 負 債	594,384,321
減価償却累計額	△ 203,650,885	未 払 金	593,311,712
構 築 物	44,916,546,231	営 業 未 払 金	175,975,611
減価償却累計額	△ 3,893,446,959	そ の 他 未 払 金	417,336,101
機 械 及 び 装 置	4,133,270,952	前 受 金	2,100
減価償却累計額	△ 1,103,719,664	営 業 前 受 金	2,100
車 両 運 搬 具	4,998,876	預 り 金	1,070,509
減価償却累計額	△ 1,682,101	預 り 金	1,070,509
工具、器具及び備品	24,758,134	資 本 金	35,790,331,710
減価償却累計額	△ 20,740,493	自 己 資 本 金	5,208,743,499
建 設 仮 勘 定	509,133,657	固 有 資 本 金	5,208,443,499
雨水有形固定資産	12,901,523,961	組 入 資 本 金	300,000
土 地	1,026,091,801	借 入 資 本 金	30,581,588,211
建 物	2,706,294,049	企 業 債	30,581,588,211
減価償却累計額	△ 194,834,365	剰 余 金	33,034,085,311
構 築 物	6,053,903,073	資 本 剰 余 金	33,104,569,666
減価償却累計額	△ 268,591,435	受 贈 財 産 評 価 額	644,471,749
機 械 及 び 装 置	3,624,929,502	他 会 計 負 担 金	5,300,910,986
減価償却累計額	△ 478,102,842	受 益 者 負 担 金	2,752,108,263
工具、器具及び備品	3,771,849	工 事 負 担 金	65,424,748
減価償却累計額	△ 705,747	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	199,619,400
建 設 仮 勘 定	428,768,076	他 会 計 補 助 金	700,980,604
汚水無形固定資産	7,994,724,948	補 助 金	23,365,202,941
施 設 利 用 権	19,765,842	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
流域下水道施設利用権	7,968,164,694	欠 損 金	70,484,355
電 話 加 入 権	75,000	未 処 理 欠 損 金	70,484,355
ソ フ ト ウ ェ ア	6,719,412		
投 資	50,054,575		
投 資 有 価 証 券	50,054,575		
流 動 資 産	2,644,460,765		
現 金 預 金	2,347,663,014		
現 金	100,000		
預 金	2,347,563,014		
未 収 金	296,797,751		

営業未収金	181,235,803		
営業外未収金	62,102,050		
その他未収金	53,459,898		
合計	69,457,567,342	合計	69,457,567,342

## 5 平成26年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を19,681戸、年間総排水量を5,844千 $m^3$ 、一日平均排水量を16,012 $m^3$ と予定しました。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、処理場更新事業、雨水管渠敷設事業、雨水管渠更新事業、ポンプ場築造事業及びポンプ場更新事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税等税込み額で、収入については下水道使用料等の営業収益1,144,377千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,797,407千円、特別利益18,766千円を合わせて下水道事業収益3,960,550千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用3,069,689千円、企業債利息等の営業外費用634,667千円、特別損失295,060千円、予備費3,000千円を合わせて下水道事業費用4,002,416千円を予定しています。

資本的収支におきましては、収入については流域関連公共下水道事業費に伴う企業債1,335,400千円、他会計負担金及び受益者負担金として負担金322,375千円、国庫補助金1,089,750千円を合わせて資本的収入2,747,525千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及びポンプ場の整備や更新、流域下水道建設負担金等建設改良費2,860,572千円、企業債償還金1,066,802千円、受益者負担金返還金550千円及び諸支出金2,800千円を合わせて資本的支出3,930,724千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,183,199千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況であります。下水道への接続率の向上及び下水道使用料の増収を図りながら更なる経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

平成 25 年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計  
 下半期業務状況

事業の概要

○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成 25 年度の入居者延人員は 9 名で、3 月末現在 8 名の方（定員 9 名）が利用されております。

○経理の状況

収益的収支は、収入が 36,695,199 円、費用は 41,359,692 円となりました。

収益の内訳は、事業収益としてグループホーム使用料 9,086,267 円、介護報酬 25,848,770 円、その他営業収益が 1,760,162 円です。

費用の内訳は委託料 39,989,000 円、減価償却費 1,362,452 円、その他営業費用 8,240 円です。

グループホームの財政状況は、平成 26 年度末の施設廃止に伴う、入居者の退所等により、財政状況はさらに厳しくなるものと予想されますが、認知症の症状のみられる高齢者に家庭的な雰囲気のもと生活していただけるよう、介護技術の提供に努めます。

○下半期の営業内容（平成 26 年 3 月 31 日現在）

区 分	グループホーム事業		
	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減
延入居者数	10	9	△1
退居者数	1	1	0

平成25年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	39,006,000	△ 2,134,000	0	36,872,000	36,695,199	△ 176,801	
第1項 営業収益	39,005,000	△ 2,134,000	0	36,871,000	36,695,199	△ 175,801	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
合 計	39,006,000	△ 2,134,000	0	36,872,000	36,695,199	△ 176,801	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法 第26条第2項の規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	41,403,000	△ 24,000	0	0	0	41,379,000	0	41,379,000	41,359,692	0	19,308	
第1項 営業費用	41,402,000	△ 24,000	0	0	0	41,378,000	0	41,378,000	41,359,692	0	18,308	
第2項 営業外費用	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	0	1,000	
合 計	41,403,000	△ 24,000	0	0	0	41,379,000	0	41,379,000	41,359,692	0	19,308	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額						執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

## 損益計算書

自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	41,359,692	グループホーム事業営業収益	36,695,199
委託料	39,989,000	グループホーム使用料	9,086,267
減価償却費	1,362,452	介護報酬	25,848,770
その他営業費用	8,240	その他営業収益	1,760,162
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
雑支出	0	雑収益	0
		当年度純損失	4,664,493
合 計	41,359,692	合 計	41,359,692

## 貸借対照表

平成26年3月31日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	80,601,768	固定負債	0
有形固定資産	80,447,768	借入金	0
建物	85,976,100		
建物附属設備	2,394,000	流動負債	1,713,674
構築物	610,050	未払金	1,713,674
車両運搬具	692,945		
工具・器具及び備品	10,186,470	(資本の部)	
減価償却累計額	△ 19,411,797	資本金	10,000,000
無形固定資産	154,000	繰入資本金	10,000,000
電話加入権	154,000	借入資本金	0
流動資産	7,944,505	剰余金	76,832,599
現金預金	2,865,824	資本剰余金	84,473,015
未収金	5,078,681	国庫補助金	22,000,000
		県補助金	11,997,000
		他会計補助金	50,399,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 7,640,416
		前年度繰越利益剰余金	△ 2,975,923
		当年度純利益	△ 4,664,493
資 産 合 計	88,546,273	負 債 ・ 資 本 合 計	88,546,273

## 平成 26 年度予算の概要と事業の経営方針

平成 26 年度の認知症対応型共同生活介護事業につきましては、平成 26 年度 4 月からの消費税率引き上げに伴う利用料の改定を行います。

また平成 26 年度末の施設廃止に伴う、現入居者のスムーズな移転に努める必要があると考えます。

現入居者が入居中の間は、認知症の症状のみられる高齢者に家庭的な雰囲気のもと生活していただけるよう、介護技術の提供に努めます。

事業運営につきましては、業務予定量といたしまして、入居者数を 8 人、入院等による不在を見込んだ利用率を 99.5%とし、年間利用予定人員を延べ 2,920 人としました。

収益的収入では、グループホーム利用料で 8,861 千円、介護報酬として 25,859 千円、その他営業収益 1 千円、長期前受金戻入 3,209 千円、雑収益 1 千円、計 37,931 千円を計上し、支出では、委託料、減価償却費をはじめとする営業費用と営業外費用を合わせて 45,003 千円を予定いたしました。

その結果、収益的収支におきましては、7,072 千円の純損失が生ずる見込みであります。

また、平成 26 年度は、廃止に伴う退所等により、収入が落ち込むことが予想されるため、財政調整基金から借り入れを行う予定です。

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 26 年 6 月 1 0 日

伊 勢 市 教 育 委 員 会  
委員長 八 木 雅 文

記

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 17 日 (火) 午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会 (小俣総合支所) 2階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第 14 号 平成 26 年度教育関係補正予算 (第 1 号) について

伊勢市選挙管理委員会告示第 50 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 26 年 6 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 森 裕 幸

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2, 154 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17, 950 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35, 900 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107, 698 人

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第13回総会を次のとおり招集します。

平成26年6月5日

伊勢市農業委員会  
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 平成26年6月9日(月)午前10時30分
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御菌総合支所
- 3 付議すべき事項
  - (1) 議案第1号 平成25年度伊勢市農業委員会事業報告について
  - (2) 議案第2号 平成26年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

伊勢市上下水道事業告示第18号

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、  
行政手続法第15条第3項 伊勢市行政手続条例  
第15条第3項 の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付するので申し出てください。

平成26年 6月 5日

伊勢市長 鈴木 健一

聴 聞 の 件 名	伊勢市指定給水装置工事業者の指定の取消し処分に係る聴聞
不利益処分の名あて人となるべき者の住所及び氏名	省略
聴 聞 の 期 日	平成26年7月1日 午前9時
聴 聞 の 場 所	伊勢市二見町茶屋420-1 伊勢市役所二見総合支所3階第2会議室
聴聞に関する事務を所掌する部課名	伊勢市上下水道部上水道課

備考 この告示の日から起算して2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 26 年 6 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
102	株式会社 石松組	伊勢市通町 1403 番地	平成 26 年 6 月 6 日

伊勢市公告第 40 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 6 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 41 号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に定める基準（案）を公表します。

なお、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に定める基準（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 6 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する基準案

- (1) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）
- (2) 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）
- (3) 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）  
案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部こども課
- (2) 教育委員会事務局教育総務課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課

- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター

### 3 縦覧期間

自 平成 26 年 7 月 1 日（火）

至 平成 26 年 7 月 31 日（木）

### 4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
  - ア 市内に住所を有する者
  - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
  - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 市内に存する学校に在学する者
  - オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案  
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の運営に関する基準を定める条例等に定める基準（案）」に  
対する意見として、伊勢市健康福祉部こども課に持参、郵送、ファク  
シミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部こども課 伊勢市役所東庁舎 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 こども課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール kodomo@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年7月31日（木）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部こども課 電話 0596-21-5579

## 伊勢市公告第 42 号

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を定めたいので、伊勢市政  
策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月  
1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市新型インフルエ  
ンザ等対策行動計画（案）を公表します。

なお、伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について、次  
に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 6 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部健康課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

### 3 縦覧期間

自 平成 26 年 7 月 1 日（火）

至 平成 26 年 7 月 31 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課（伊勢市中央保健センター）

郵送 〒516-0076

伊勢市八日市場町13番1号 伊勢市福祉健康センター2階

伊勢市健康福祉部健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年7月31日（木）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435